

高齢者をはじめとするすべての人々がお互いに協力しあい住み慣れた地域で、その人らしい生活を送るために、安心して安全に暮らせるまちづくりに寄与し、地域社会の発展と共に心豊かな高齢社会を構築していくことを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年 8月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年 7月31日
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ニコニコ村
3 代表者の氏名
原 健 治
4 主たる事務所の所在地
茅野市米沢192番地3
5 定款に記載された目的

この法人は、次に掲げる事を目的とする。

- (1) 介護サービスを通して、老人や不登校児童等の自立を促す。
(2) 行政などのアンケート代行サービスと情報発信を通して、市民の啓蒙を図る。

生活文化課NPO活動推進室

公告

県営猫又池地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成15年 8月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 縦覧に供する書類
県営猫又池地区土地改良事業計画書の写し
2 縦覧の期間
平成15年 8月12日から 9月 8日まで
3 縦覧の場所
長野市役所

土地改良課

公告

県営荏沢地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成15年 8月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 縦覧に供する書類
県営荏沢地区土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧の期間
平成15年 8月12日から 9月 8日まで
3 縦覧の場所
更埴市役所

土地改良課

公告

県営坪野地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成15年 8月11日

長野県知事 田中康夫

- 1 縦覧に供する書類
県営坪野地区土地改良事業計画書の写し
2 縦覧の期間
平成15年 8月12日から 9月 8日まで
3 縦覧の場所
栄村役場

土地改良課

正 誤

平成15年 7月17日付け公告(大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による変更の届出の公告)中

ページ 行(箇所)
13 左欄表中

誤

(変更前)

Table with 3 columns: 小売業者, 開店時刻, 閉店時刻. Rows include (株)マルトシ, (有)旭テレビ商会, (株)ワッツ, 木下真由美, (株)ビルト, 小林由美子.

正

(変更前)

Table with 3 columns: 小売業者, 開店時刻, 閉店時刻. Rows include (株)マルトシ, (有)旭テレビ商会, (株)ワッツ, 木下真由美, (株)ビルト, 小林由美子.